

2024（令和6）年7月30日

内閣府特命担当大臣（こども政策）
加藤 鮎子 殿

2025（令和7）年度
こども家庭庁
障害児の福祉関係予算等に関する要望

一般社団法人 日本自閉症協会
会長 市川 宏伸

〒104-0044 東京都中央区明石町 6-22
築地ニッコンビル 6 階
TEL03-3545-3380
asj@autism.or.jp（担当 樋口）

私たちの基本的お願い

自閉スペクトラム症（以下、ASD）のこどもを含めたすべてのこどもの幸福（Well-being）を実現するために以下をお願いします

- こどもが「いま」を幸福と感じられる支援をお願いします。
 - 将来のためという理由で障害特性に合わない指導を受けているこどもがいます。
 - ASDなどの特性のために集団適応が苦手なこどもが多くいます。
 - 集団適応や普通を目指すより、こどもの今が幸福であることを目指してください
- 保護者支援をお願いします。
 - ASDの子の親は以前、冷蔵庫マザーのレッテルを貼られ、ASDは母親の冷淡な態度に根ざすとして、母親の責任とされてきました。
 - 現在はそのような誤解は減っていますが、ASDのこどものように平均的なこどもと異なる行動をとると、日本の社会では母親の責任が追及されがちです。
 - 母への要求水準が高く、一部の母親は自責的になり疲弊します。
 - 現在でも母親の「愛着の問題」とか「母がスマホを見ているから」などと、ASDの保護者は批判の対象になりがちです。
 - ASDについての正しい知識の啓発とともに、保護者の支援をお願いします。
- ASD児についても保育所、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）などの一般の施策を活用できるように、保育所等訪問支援を強化するとともに、保育所の保育士等のASDの理解の推進をお願いします。

1. 強度行動障害への支援を抜本的に強化してください。

- ① 発症予防の推進：強度行動障害のハイリスク児や初期兆候を明らかにし、発症ならびに重篤化を防ぐ方法を確立し、その検討結果を、家庭、学校、支援施設に浸透させてください。
- ② 在宅の自閉スペクトラム症（以下 ASD）児で強度行動障害状態が深刻で現在の生活を継続することが困難な場合の回復のために、また、保護者のレスパイトのために、ミドルステイを受け入れる施設を増やしてください。
- ③ 強度行動障害児を受け入れる入所施設の強化をお願いします。
- ④ 強度行動障害児者の支援においては、医療を含むチーム支援が重要です。直接的な支援の労力だけでなく、ケース検討や外部の専門家の応援等、間接的な労力や費用が必要です。事業者には外部の専門的支援を受けるための経済的補償をお願いします。
- ⑤ 専門家による居宅訪問型支援が出来るようにしてください。
- ⑥ 調査員マニュアルの行動障害に関連する項目の留意点には、「行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する」との明記があります。特別な環境や支援がないと状態が悪化する可能性がある人について、落ち着いているからといって、行動関連項目の点数が下がるようなことが無い様に、認定調査員の研修を充実させて下さい。
- ⑦ 支援者の養成をさらに図ってください。とくに発達障害者支援センターや発達障害者地域支援マネジャー、児童発達支援センターの強度行動障害児者に対する支援能力を強化してください。

2. 保護者の緊急時にひとりにしておくことが困難な障害児者を預かる機能を拡充してください。

- ① 障害児支援施設や入所施設、グループホームでの受け入れが進むようにしてください。
- ② 本人のことを良く知っている日中支援事業所等においても預かれるようにしてください。
- ③ 自宅などに支援者を派遣するなどの施策をお願いします。（障害児者緊急一時保護）

3. 児童発達支援・放課後等デイサービスの基本報酬改定の影響を調査し、改善してください。

- ① ASDの幼児については集団ではない専門性の高い個別療育が重要であるにもかかわらず、今回の報酬改定で、それが後退する状況が出始めています。対象児の個別療育が後退しないようにしてください。また、この点に着目した報酬改定の影響調査をお願いします。
- ② 送迎時間は支援には含まれなくなったことで、学区外にある特別支援学校の児童生徒など、送迎に時間がかかる児童生徒が利用しにくくなるのではないかと心配の声が寄せられています。利用しにくくならないようにお願いします。

4. 障害支援区分をASDの要支援度に応じたものにしてください。

- ① 障害程度区分から障害支援区分への見直しが行われてから、10年が経ちました。その間に福祉サービスを利用するASDの人（特に高機能圏）は大幅に増加しており、今の聞き取り項目や区分の判定基準はASDの要支援度を正しく判定するとは言えないものになっています。ASDの人が必要な支援を受けられるために見直しを行ってください。
- ② 全ての市区町村において、マニュアル記述に沿った適正な認定調査が行われるために、認定調査員の研修を充実させてください。また、市町村審査会委員の中に、ASDを理解している人が参加するようにして下さい

5. 児童発達支援や放課後等デイサービス等の利用において、地域によっては医師の診断が実際上必須とされています。医師の診断が必須でないことを市町村に周知し、長期の診断待ちのために成長期の発達支援の機会が奪われないようにしてください。

6. 発達障害支援のためのコンサルテーションシステムとしての「外部評価」を導入してください。児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの質の担保の保証のために導入を促進してください。

7. 福祉の人材確保のため、国が率先して福祉の魅力を伝えるとともに、全体的な物価と賃金の上昇を反映した報酬にしてください。

8. トライアングルプロジェクトを推進してください

障害児支援についてこども部門と福祉部門、教育部門、保護者との連携を強化し、個々の児童の支

援における関係者間の一貫性を確保してください。

9. ASD が背景にある児童のひきこもり対策を推進してください。
10. 不登校生徒の健康診断に取り組んでください。（学校での集団健診によらない方法等）

以上